

# 提 言 書

次期さいたま市男女共同参画基本計画はいかにあるべきか

平成25年3月

さいたま市男女共同参画推進協議会



はじめに

さいたま市男女共同参画推進協議会は、昨年6月、さいたま市長から、「次期さいたま市男女共同参画基本計画について」諮問を受け、これまでの市の取組状況や第2次プランの外部評価結果、男女共同参画に関する市民意識調査結果、国の第3次基本計画などを踏まえ、精力的に議論を重ねてきました。

現在、我が国には、長引く景気低迷、未だ残る固定的な性別役割分担意識、正規雇用と非正規雇用の待遇格差、少子高齢化の一層の進展、女性が就業継続するための環境整備が不十分であることなど多くの社会問題が存在します。そのため、結婚、出産、子育て期に女性が就業の中断を余儀なくされたり、長時間労働の影響で特に男性が家庭での育児や地域活動に参加できないなどの状況が改善されず、その対策が求められます。

また、男女共同参画社会の形成は、女性の社会参画のためだけのものではなく、男性にとっても大変重要なことであり、男性自身が「自らの問題」として捉え、役割を果たしていくよう推進していくことも必要です。

本答申では、このようなことを踏まえ、現行基本計画の理念「<sup>ひと</sup>女と<sup>ひと</sup>男 市民一人ひとりが人権を尊重しあい、共に生きるさいたま市の実現」や施策の体系は継承しつつ、5つの重点事項「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」「女性の経済的自立の促進と『M字カーブ問題』の解消に向けた取組の推進」「男性にとっての男女共同参画の推進」「地域における男女共同参画の推進」「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を掲げ、積極的に取り組むよう提言します。

さいたま市がさらなる発展を遂げていくためには、男女がともに互いの人権を尊重し、尊厳をもっていきいきと生きることのできる、多様性のある社会を築いていくことが重要です。

本提言書の趣旨を反映し、今後の課題について十分な議論がなされた上で、次期さいたま市男女共同参画基本計画が策定されることを期待し、ここに答申いたします。

平成25年3月

さいたま市男女共同参画推進協議会  
会長 矢澤 澄子

# 目 次

I	答申にあたって	
1	諮問の経緯	1
2	答申の背景	1
	(1) 社会経済状況の変化	1
	(2) 国の動向	1
	(3) さいたま市の現状	2
3	現行基本計画での取組と課題	3
	(1) 審議会等委員への女性の積極的登用	3
	(2) 女性に対する暴力の根絶（DV防止基本計画の策定）	3
	(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	4
	(4) 男女共同参画推進センター機能の充実	4
II	次期基本計画の基本的な考え方	
1	基本理念	5
2	計画の期間	5
3	計画の重点事項	5
	① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	
	② 女性の経済的自立の促進と 「M字カーブ問題」の解消に向けた取組の推進	
	③ 男性にとっての男女共同参画の推進	
	④ 地域における男女共同参画の推進	
	⑤ 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
4	計画の目標	9
5	数値目標の設定	9
III	次期基本計画の体系及び施策の展開方向	
1	計画の体系	10
2	施策の展開方向	11
	目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女平等をすすめるまちづくり	11
	目標Ⅱ 社会における制度や慣行を見直し、 多様な生き方ができるまちづくり	13
	目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり	15
	目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活・地域活動の両立をすすめるまちづくり	18
	目標Ⅴ だれもが安心して暮らせるまちづくり	21

目標Ⅵ	女性に対する暴力のないまちづくり.....	23
目標Ⅶ	男女が互いの性を理解・尊重し、 健康な生活を営むことができるまちづくり .....	25
目標Ⅷ	国際社会の一員として国際的協調をすすめるまちづくり.....	26
目標Ⅸ	男女共同参画推進体制の充実を図るまちづくり.....	27

## 【参考資料】

さいたま市男女共同参画のまちづくり条例 .....	30
男女共同参画社会基本法 .....	34
次期さいたま市男女共同参画基本計画について（諮問書写） .....	40
さいたま市男女共同参画推進協議会の審議状況 .....	41
さいたま市男女共同参画推進協議会名簿 .....	42

## ■図表目次

図表 1	男女共同参画社会実現のために重要なこと .....	8
図表 2	各分野における男女の地位の平等感.....	12
図表 3	「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担意識.....	14
図表 4	審議会等における女性委員割合の推移.....	15
図表 5	女性が政策・方針決定の場に進出することについての考え....	16
図表 6	ポジティブ・アクションについての考え方.....	17
図表 7	女性の年齢別労働力率の推移.....	19
図表 8	ワーク・ライフ・バランスの希望と現実.....	20
図表 9	参加したことがある地域活動.....	22
図表 10	さいたま市における女性相談件数の推移.....	23
図表 11	配偶者などからの被害経験.....	24
図表 12	デートDVの被害経験.....	24
図表 13	男女共同参画推進センターの利用経験.....	28

# I 答申にあたって

## 1 諮問の経緯

さいたま市では、平成 15 年 3 月に制定した「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」に基づき、平成 16 年 3 月に「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」を、平成 21 年 3 月に「第 2 次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指し、各施策を進めています。

現行基本計画である「第 2 次プラン」は、平成 25 年度末で計画期間が満了することから、平成 24 年 6 月にさいたま市長からの諮問を受け、次期基本計画はいかにあるべきか審議を進めてきました。

## 2 答申の背景

### (1) 社会経済状況の変化

日本は、世界的にみても極めて低い出生率と急激な高齢化により、総人口や労働力人口が減少しているとともに、未婚・離婚の増加等による単身世帯やひとり親世帯の増加、個人の職場・家庭・地域等への帰属意識の多様化等に伴う地域社会における人間関係の希薄化なども見られます。

また、日本経済は、グローバルな経済秩序の変容等を背景に、低迷を続けており、失業者や非正規労働者の増加により、貧困などの生活上の困難に直面する人々が増え、子どもの教育・学習の機会が奪われるといった懸念なども増えています。このように、経済の低迷、閉塞感の高まりや、高齢化が進む中、女性を始めとする多様な人材の活用による経済社会の活性化が期待されています。

### (2) 国の動向

国においては、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において各施策の推進を図っています。

平成 11 年の「男女共同参画社会基本法」制定以降、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」（平成 13 年）や「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年）などの公布・施行をはじめ、「雇用の分野

における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(平成 18 年)、「育児休業介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成 14・16・21 年)の改正などの法整備を行うとともに、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(平成 19 年制定・22 年改定)及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成 19 年制定・22 年改定)を定めています。

平成 22 年には「第 3 次男女共同参画基本計画」を策定し、「男性、子どもにとっての男女共同参画」、「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」、「高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」、「科学技術・学術分野における男女共同参画」及び「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」の 5 つの分野を新たに重点分野として決めました。また、今後取り組むべき喫緊の課題として、「実効性のある積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進」や「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」などを掲げています。

### (3) さいたま市の現状

さいたま市の人口は、現在 124 万人と増加傾向が続いていますが、全国的な晩婚化・未婚化の進行、共働き世帯や離婚の増加などを背景に、本市においても、夫婦と子どもからなる世帯が減少する一方、単身世帯や夫婦のみの世帯が増えるなど、世帯の小規模化がさらに進んでいくと見込まれています。

平成 22 年の国勢調査によれば、本市における 30 歳代女性の年齢別労働力率は、平成 17 年と比べると高い数値となっていますが、全国平均を下回り、子育て期に当たる 30 歳代で低下するいわゆる「M 字カーブ」を描いています。また、平成 23 年度にさいたま市で実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」によれば、「女性が職業を持つことについて」の考え方は、「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」と考える割合がもっとも高く、男女・年代を問わず、全国調査より高くなっています。このことから、子育て支援策の充実等による仕事と生活の調和などに加え、未だ根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消や、男女共同参画があらゆる立場の人々にとって、重要であるという意識改革が必要です。

### 3 現行基本計画での取組と課題

#### (1) 審議会等委員への女性の積極的登用

さいたま市では、市長を本部長とする「男女共同参画推進本部」を設置し、全庁的な取組として男女が対等に政策・方針決定の場に参画できるよう審議会等への女性委員の登用を促進しています。現行基本計画では、審議会等における女性委員の割合 40%を目標に掲げており、平成 24 年 3 月末現在の女性登用率は、36.3%となっています。

あらゆる分野における政策・方針決定過程の場への女性の参加にあたっては、女性自身の意識や行動の改革が必要ですが、併せて女性を取り巻く固定的な性別役割分担の見直しや労働条件などの環境整備を行うことが重要です。また、あらゆる分野における女性の参画促進のためには、実効性のある積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）の推進により女性の少ない分野に活躍の場を広げるなど、女性の人材を育成していく必要があります。

#### (2) 女性に対する暴力の根絶（DV防止基本計画の策定）

さいたま市では、現行基本計画において、「女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者の自立支援」を重点事項に掲げ、取り組んできましたが、平成 19 年 DV 防止法の改正に伴い、市町村に基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務として規定されたことから、平成 23 年 3 月に「さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（DV 防止基本計画）」を策定し、DV の防止及び被害者の保護から自立に至る切れ目のない支援を行っています。

DV 防止基本計画では、計画期間内での配偶者暴力相談支援センターの設置を掲げており、相談体制の充実や自立支援策の充実を図るためには、できるだけ早期に設置することが必要です。暴力を予防する観点からは、男性に対する啓発が重要であること、また、あらゆる年齢層において暴力が行われている事実から、各年齢層に即した予防啓発を行い、併せて暴力の被害者、加害者にならないための未然防止策として、若年層を対象とした予防啓発、教育・学習を行う必要があります。

さらに、性犯罪、セクシュアル・ハラスメントなどあらゆる暴力に対しても、引き続き防止のための啓発活動を行う必要があります。



### (3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と生活の調和を実現することは、「M字カーブ問題」の解消や女性の参画の拡大を進める上で重要であり、さいたま市では、現行基本計画においても重点事項に掲げ、「市民への意識啓発」や「事業所の取組の促進」などを行い、当協議会においても、実施状況、課題の認識等について外部評価を実施しました。

「市民意識調査」におけるワーク・ライフ・バランスの希望と現実では、現実には、「男性は仕事を優先」、「女性は家庭を優先」の状況にあります。今後は、さらなる意識啓発の推進に努めるとともに、企業等と連携し、職場環境の整備及び育児・介護休業制度の定着を促進し、保育サービスを充実する必要があります。

### (4) 男女共同参画推進センター機能の充実

さいたま市では、平成16年5月に男女共同参画社会の実現に向けた具体的施策を推進するための拠点施設として、「さいたま市男女共同参画推進センター（愛称：パートナーシップさいたま）」を開設し、各種相談事業や男女共同参画の理解を深めるための講座・講演会等を行っています。

女性の悩み電話相談では、相談件数が年々増加傾向にあり、さらなる女性相談窓口の充実や継続的な支援などのセンター機能の充実が求められます。

また、男女共同参画推進団体連絡協議会との共催により、市民参画による男女共同参画意識の醸成を図るため「女・男<sup>ひと</sup>フェスタさいたま」を年1回開催するなど各種事業を実施していますが、「市民意識調査」における当該センターの各種機能の認知度及び利用経験は、まだまだ低い状況にあることから、センター機能を充実し、様々な媒体や機会を通じてセンターの事業等を周知していく必要があります。

## Ⅱ 次期基本計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

さいたま市では、平成15年3月に「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」を制定し、性別にかかわらず一人一人がお互いを認め合い、お互いを尊重しながら、個性と能力を十分に発揮し、共に参画できる男女共同参画社会の実現を目指しています。

第1次プランから現行基本計画へと掲げてきた基本理念を引き続き尊重し、次期基本計画を推進することを提言します。

ひと ひと  
女と男 市民一人ひとりが人権を尊重しあい

共に生きるさいたま市の実現

### 2 計画の期間

次期基本計画の計画期間は、社会情勢の変化や国の動向を踏まえた内容とするため、平成26(2014)年度から平成30(2018)年度までの5年間とすることが望ましいと考えます。

なお、計画期間中においても、男女共同参画社会基本法の改正や社会情勢の激変など、次期基本計画を取り巻く状況が大幅に変化した際には、必要に応じて見直しを行う必要があります。

### 3 計画の重点事項

これまでの取組及び国、県の基本計画並びに社会経済状況の変化等を踏まえ、次期基本計画では、次の5項目を重点的に取り組んでいくことを提言します。

- ① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- ② 女性の経済的自立の促進と「M字カーブ問題」の解消に向けた取組の推進
- ③ 男性にとっての男女共同参画の推進
- ④ 地域における男女共同参画の推進
- ⑤ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

## ① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、男女がともに健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能とするとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らせる責任を果たしていく上で重要です。仕事と生活の調和を実現するためには、社会気運の醸成を図るとともに、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、男性の家事・育児への参画の促進及び職場環境の整備等を進める必要があります。また、あらゆる分野への女性の参画促進のための実効性のある様々なポジティブ・アクションによる取組の促進が求められます。

## ② 女性の経済的自立の促進と「M字カーブ問題」の解消に向けた取組の推進

就業は、生活の経済的な基盤として経済的自立のために必要なことであるとともに、自己実現につながるものです。また、少子高齢化に伴う労働人口減少が進行し、単身世帯や母子世帯を始め貧困化する世帯が増加する中で、潜在的労働力である女性の就業と活用が期待されており、女性の経済的自立の促進が必要となります。しかしながら、固定的な性別役割分担意識は根強く残り、女性は、結婚、出産、子育て期に就業を中断することが多く、子育て後の再就職が難しいことなどから、非正規雇用とならざるを得ないなど、経済的自立の困難に直面しています。「M字カーブ問題」の解消に向けては、女性が出産、子育て、介護などにより就業を中断することなく、継続できるよう環境整備に取り組むとともに、仕事の質の向上を促進し、雇用等における男女の均等な機会の保障と待遇の確保、固定的な性別役割分担意識の解消が求められます。

## ③ 男性にとっての男女共同参画の推進

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、男女が職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍できる社会であり、男性にとっても暮らしやすい社会でもあります。しかしながら男性の多くは、男女共同参画を「女性の問題」、「女性が働くための条件整備」と捉え、「男性自らの問題」であるという意識を持っていない状況があります。固定的な性別役割分担意識が強く残る企業・職場では、男性の長時間労働、育児休業を取得することへの遠慮や周囲から理解が得られないことが影響して、育児や介護への関わりが困難となっていま

す。一方、中高年の男性の自殺率が高い問題は、男性が家計の支え手という意識による負担が一因となっています。これらを解決するためには、男性自身が固定的な性別役割分担意識の解消を図る必要があります、男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進とともに、男性にもたらされる重圧や心身の健康の問題等への支援が求められます。

#### **④ 地域における男女共同参画の推進**

地域社会は、市民にとって身近な暮らしの場ですが、近年は、少子高齢化や単身世帯の増加などに加え、人間関係の希薄化が問題とされ、生活上の困難を抱える人々への支援が求められています。

また、地域における方針決定過程においては、まだまだ特定の性や年齢層で担われている分野が多く存在し、女性の参画は低い状況にあります。地域力を高め、だれもが安心して暮らせる地域社会を築くためには、「男性の家庭・地域参画の促進」なども含め、身近な男女共同参画を推進する必要があります。

さらに、災害に備えのあるまちづくりに向けて、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を整備し、災害対策を強化する必要があります。

#### **⑤ 女性に対するあらゆる暴力の根絶**

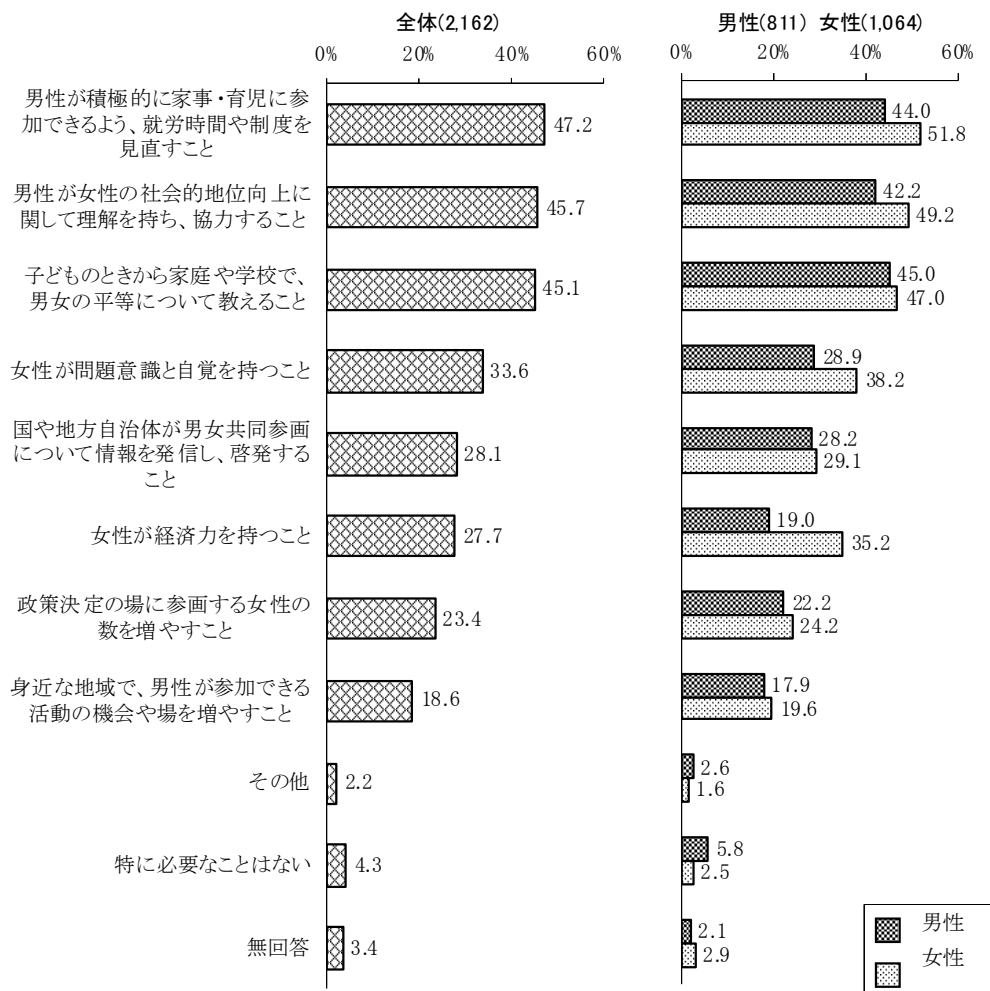
女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現にあたっての大きな妨げとなっており、その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識や女性軽視など今日に至るまでの社会的・構造的問題があります。男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有するとともに、DVをはじめとするあらゆる暴力防止及び被害者の事情に応じた支援を行う必要があります。

### ◇男女共同参画社会実現のために重要なこと

男女共同参画社会の実現のために重要なこととして、「男性が積極的に家事・育児に参加できるよう、就労時間や制度を見直すこと」(47.2%)、「男性が女性の社会的地位向上に関して理解を持ち、協力すること」(45.7%)、「子どものときから家庭や学校で、男女の平等について教えること」(45.1%)が多く挙げられています。

男女別では、すべての項目で女性が男性を上回っており、特に「女性が経済力を持つこと」(男性：19.0%、女性：35.2%)は16ポイント、「女性が問題意識と自覚を持つこと」(男性：28.9%、女性：38.2%)は10ポイント程度の差があります。

図表1 男女共同参画社会実現のために重要なこと



資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」(平成24年1月)

#### 4 計画の目標

現行基本計画では、「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」の6つの基本目標（第3条）及び7つの基本的施策等（第9条）に基づき計画の目標を定め、施策・事業に取り組んでいます。

男女共同参画社会の実現のためには、引き続き解決しなければならない課題が多く残されていることから、現行基本計画の目標を継承しつつ、次の9つの目標とするよう提言します。

#### 計 画 の 目 標

- I 人権を尊重しあい男女平等をすすめるまちづくり
- II 社会における制度や慣行を見直し、多様な生き方ができるまちづくり
- III 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり
- IV 男女が仕事と家庭生活・地域活動の両立をすすめるまちづくり
- V だれもが安心して暮らせるまちづくり
- VI 女性に対する暴力のないまちづくり
- VII 男女が互いの性を理解・尊重し、健康な生活を営むことができるまちづくり
- VIII 国際社会の一員として国際的協調をすすめるまちづくり
- IX 男女共同参画推進体制の充実を図るまちづくり

#### 5 数値目標の設定

第1次プランにおいては、「審議会等委員の女性の登用率 35%」を掲げ目標を達成することができ、現行基本計画においては、同目標を40%にするなど39項目について数値目標を設定し取り組んでいます。

数値目標を設定することは、市民に対し計画において取り組んでいく施策の目標や成果を分かりやすく示すことができ、また、各施策を計画的に推進するため有用であることから、積極的に数値目標を設定するよう提言します。

### Ⅲ 次期基本計画の体系及び施策の展開方向

#### 1 計画の体系

次期基本計画の体系について、次のとおり9つの目標に対する25の施策の方向とするよう提言します。

目 標	施策の方向
Ⅰ 人権を尊重しあい男女平等をすすめるまちづくり	① 人権尊重・男女平等意識の啓発
	② 男女平等教育の推進
	③ 男女平等学習の充実
	④ メディアにおける女性・子どもの人権の尊重
Ⅱ 社会における制度や慣行を見直し、多様な生き方ができるまちづくり	① 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
	② 男性にとっての男女共同参画の推進
	③ 男女共同参画に関わる調査・研究
Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり	① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
	② 科学技術・学術分野等における女性の参画の拡大
Ⅳ 男女が仕事と家庭生活・地域活動の両立をすすめるまちづくり	① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
	② 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護の支援策の充実
	③ 働く場における男女の均等待遇の促進
	④ 女性の経済的自立と「M字カーブ問題」の解消に向けた取組の推進
Ⅴ だれもが安心して暮らせるまちづくり	① 親子等が安心して暮らせる環境の整備
	② 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	③ 地域における男女共同参画の推進
Ⅵ 女性に対する暴力のないまちづくり	① 女性に対するあらゆる暴力の根絶
	② ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援（DV防止基本計画の推進）
Ⅶ 男女が互いの性を理解・尊重し、健康な生活を営むことができるまちづくり	① 男女が互いの性を理解・尊重するための啓発
	② 男女の生涯にわたる健康づくり
	③ 性と健康をおびやかす問題への対策
Ⅷ 国際社会の一員として国際的協調をすすめるまちづくり	① 男女共同参画の視点に立った国際交流と国際理解の推進
	② 男女平等の国際的規範・基準の取り入れと周知
Ⅸ 男女共同参画推進体制の充実を図るまちづくり	① 推進体制の充実と市民・事業者との連携の推進
	② 男女共同参画推進センター機能の充実

## 2 施策の展開方向

### 目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女平等をすすめるまちづくり

男女共同参画社会は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を発揮することのできる社会であり、人権尊重の理念に対する理解を深めることが必要不可欠です。

人権尊重を基盤にした男女平等の理解を深めるため、子どもの頃からの教育をはじめ、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、教育・学習機会の充実を図る必要があります。

また、インターネットを含むメディアにおける、女性や子どもを性的ないしは暴力行為の対象として捉えた表現は、女性や子どもに対する人権侵害となるものがあり、男女共同参画の視点に立った表現をするよう促すとともに、メディア・リテラシーの向上に取り組む必要があります。

なお、市における広報活動においては、率先して男女共同参画の視点の趣旨を正しく理解し、適切な広報活動を行うことが求められます。

#### 【施策の方向】

##### ① 人権尊重・男女平等意識の啓発

人権尊重や男女平等意識の啓発をあらゆる機会を通じて推進する

##### ② 男女平等教育の推進

子どもの頃から男女平等の理解を深めるための教育を推進する  
家庭教育・学校教育等において、男女共同参画についての理解を促進する

##### ③ 男女平等学習の充実

男女平等をはじめ人権に関する正しい理解ための学習機会を充実する

##### ④ メディアにおける女性・子どもの人権の尊重

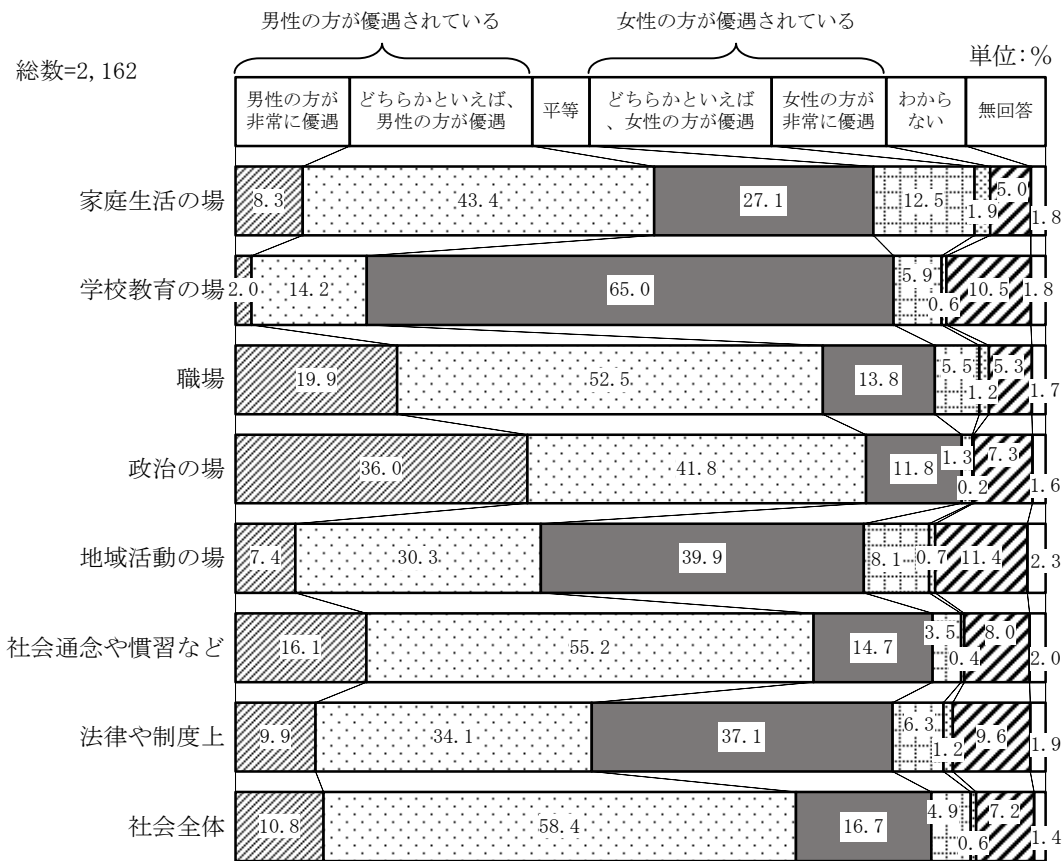
インターネット等メディアにおける女性や子どもの人権を尊重した表現を促進する  
行政機関の適切な広報活動を推進する



### ◇各分野における男女の地位の平等感

男女の地位が最も「平等」と考えられているのは、『学校教育の場』（65.0%）となっています。一方、多くの項目で“男性の方が優遇されている（「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」の合計）”という認識が高く、『政治の場』（77.8%）、『職場』（72.4%）、『社会通念や慣習』（71.3%）では特に高い割合となっています。また、『社会全体』においても、“男性の方が優遇されている”（69.2%）の割合が高くなっています。

図表2 各分野における男女の地位の平等感



資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成24年1月）

## 目標Ⅱ 社会における制度や慣行を見直し、多様な生き方ができるまちづくり

男女共同参画の実現の大きな障害の一つは、性別に基づく固定的な役割分担意識であり、「市民意識調査」における「男は仕事、女は家庭」という考え方は、否定的な意見が肯定的な意見を上回る結果となっていますが、依然として根強く残っています。

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を発揮し、多様な生き方を可能とするためには、制度や慣行の見直し、固定的な性別役割分担意識の解消が必要です。また、固定的な性別役割分担意識においては、男性に肯定的な意見が多いことから、男女共同参画社会の形成は、男性にとっても重要であり、男性がより暮らしやすくなるものであることへの理解を深め、特に男性が固定的な性別役割分担意識から脱却するための意識啓発を積極的に推進する必要があります。

また、男女共同参画の推進を図るためには、男女共同参画に関する継続的な調査・研究をはじめ、情報の収集・提供が必要です。なお、その際には、ジェンダー統計（男女別統計等）を充実するよう求めます。

### 【施策の方向】

#### ① 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

固定的な性別役割分担を前提とした制度・慣行の見直しを推進する

#### ② 男性にとっての男女共同参画の推進

家庭・職場・地域等で男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進する

#### ③ 男女共同参画に関わる調査・研究

男女共同参画意識に関する調査を定期的実施する  
ジェンダー統計の充実と活用を推進する

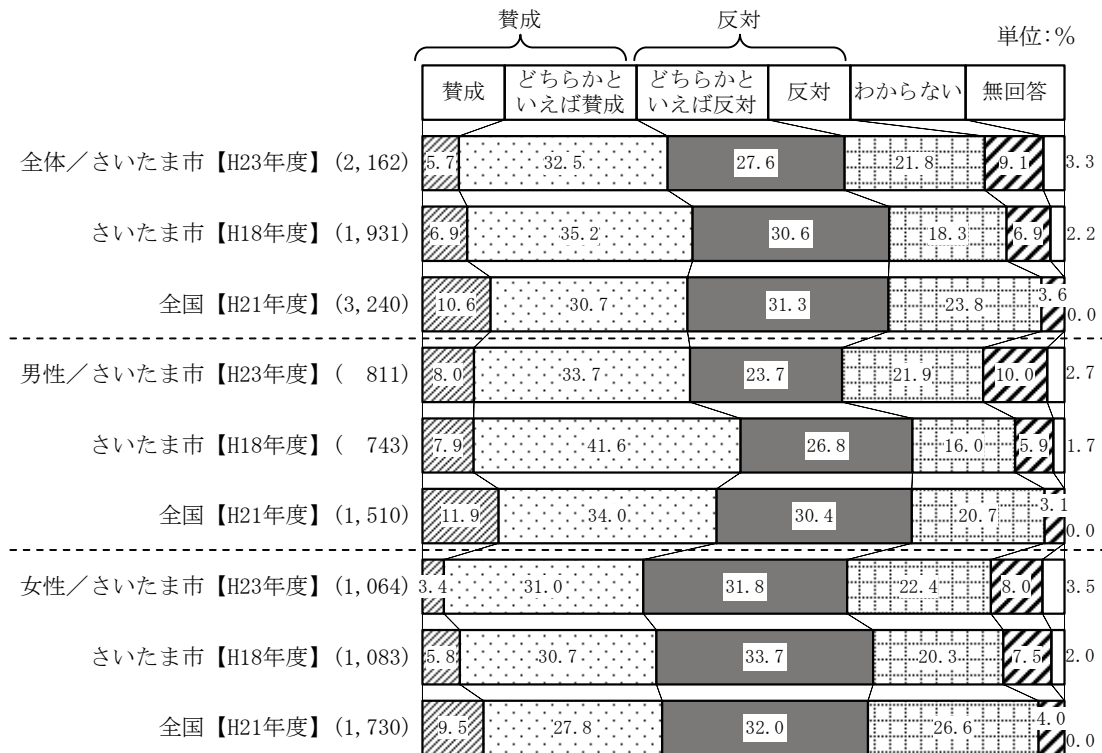
◇「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担意識

全体の傾向では、「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担の考え方に“反対（「反対」と「どちらかといえば反対」の合計）”が 49.4%、“賛成（「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計）”が 38.2%となっており、“反対”が“賛成”を 10 ポイント以上上回っています。

男女別では、男性では“反対”（45.6%）と“賛成”（41.7%）がほぼ同じ割合であるのに対し、女性では“反対”が過半数を占めており（“反対”：54.2%、“賛成”：34.4%）、男女の意識に違いが見られます。

前回調査と比較すると、全体及び男性の“賛成”は減少傾向にあるものの、全体、男女ともに“反対”はほぼ変化がありません。また、全国調査と比較すると、全体、男女ともに全国調査は“反対”が過半数を占めており、本市調査をそれぞれ5ポイント程度上回っています。

図表3 「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担意識



資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成24年1月）

## 目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり

男女共同参画社会は、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されなければならない、また、将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある経済社会を構築するためには、あらゆる分野において女性の参画が不可欠です。

現行基本計画では、市が率先して取り組むこととして、審議会等への女性の登用率 40%を数値目標に掲げていますが、平成 24 年 3 月末日現在では 36.3%と、引き続き積極的に取り組む必要があります。

女性が政策・方針決定過程に参画するためには、政治・経済・行政等あらゆる分野において女性が活躍し、指導的立場の女性が増えることが重要であり、女性自身の意識改革や人材育成の観点からのロールモデルやキャリア形成の情報提供、目標値の設定などによるポジティブ・アクションが求められます。

また、女性が少ない分野である、理工系分野への関心・理解を高め進路選択を促進することなどにも取り組む必要があります。

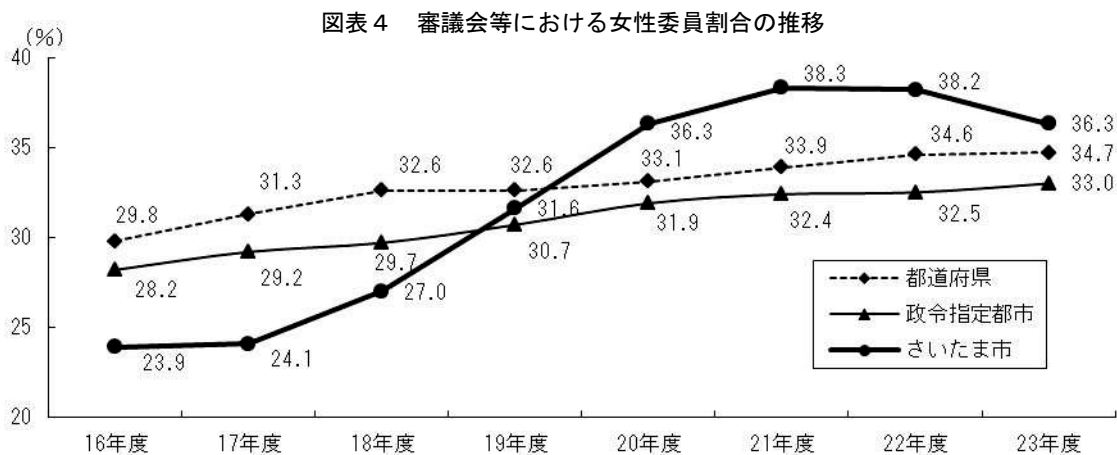
### 【施策の方向】

#### ① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- 審議会等委員への女性の積極的登用を促進する
- 地域団体における役員等への女性の積極的登用を促進する
- 政治・経済・行政分野における女性の活躍を促進する

#### ② 科学技術・学術分野等における女性の参画の拡大

- 女性人材育成のためのチャレンジを支援する
- 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供を充実する



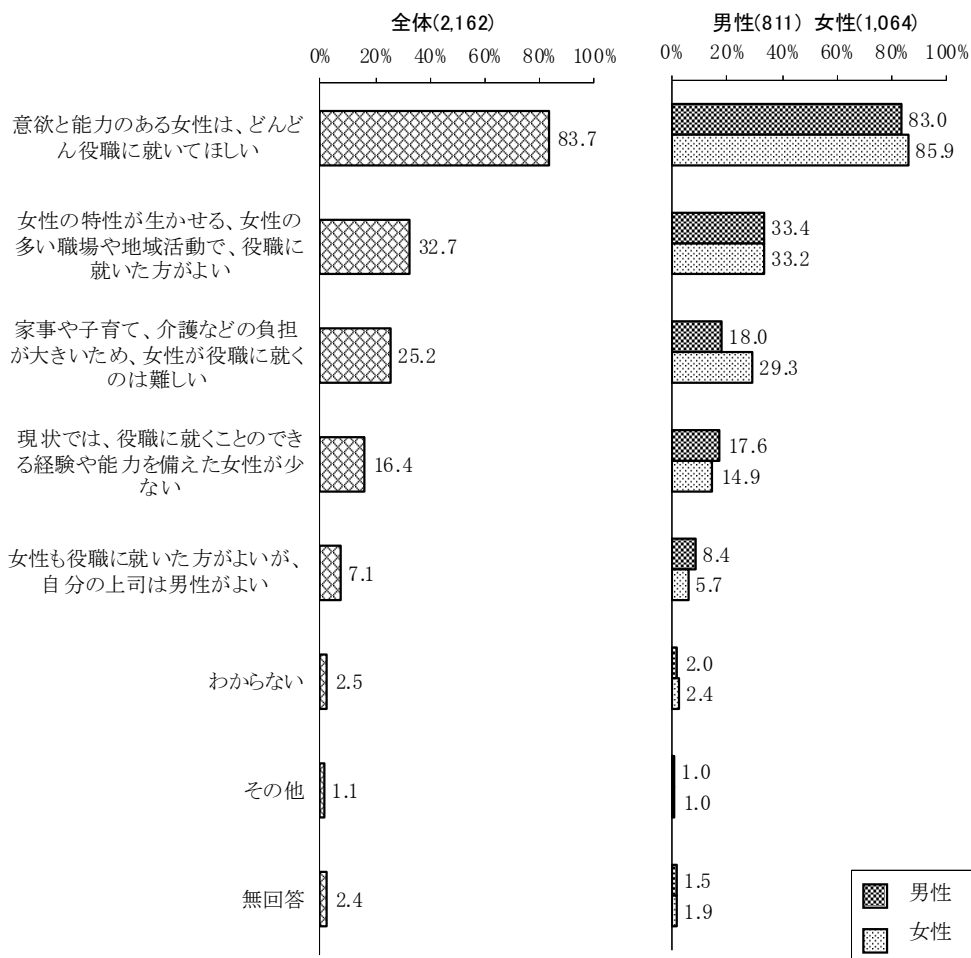
資料：さいたま市男女共同参画課

### ◇女性が政策・方針決定の場に進出することについての考え

女性が政策・方針決定の場に進出することへの考えについて、「意欲と能力のある女性は、どんどん役職に就いてほしい」（83.7%）が最も多く、8割を占めており、他の項目を大きく上回っています。

男女別では、男女ともに「意欲と能力のある女性は、どんどん役職に就いてほしい」（男性：83.0%、女性：85.9%）が最も多く、8割以上を占めています。また、「家事や子育て、介護などの負担が大きいため、女性が役職に就くのは難しい」（男性：18.0%、女性：29.3%）は女性が男性を11ポイント上回っています。

図表5 女性が政策・方針決定の場に進出することについての考え



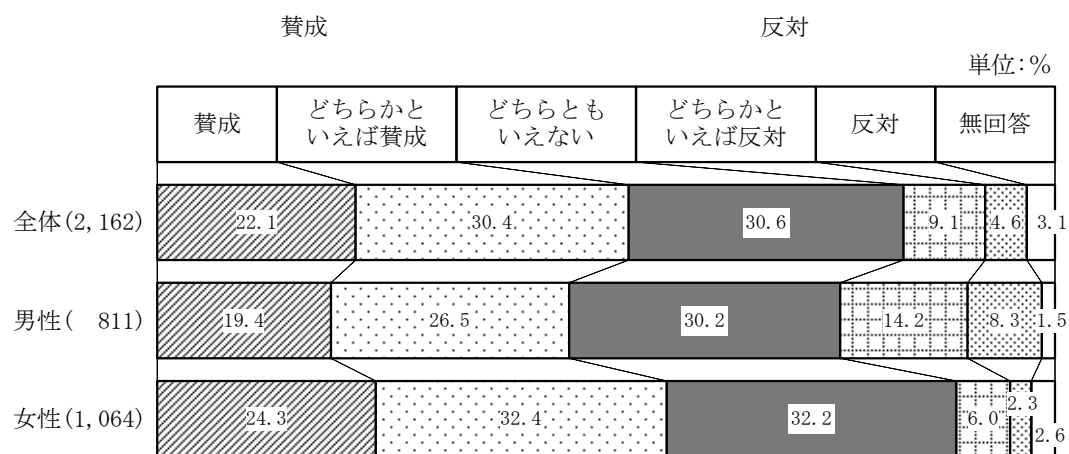
資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成 24 年 1 月）

### ◇ポジティブ・アクションについての考え方

ポジティブ・アクションの考え方について、“賛成（「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計）”が52.5%であり、“反対（「反対」と「どちらかといえば反対」の合計）”が13.7%、「どちらともいえない」が30.6%となっています。

男女別では、賛成”（男性：45.9%、女性：56.7%）は女性が男性を10ポイント上回っているのに対し、“反対”（男性：22.5%、女性：8.3%）は男性が女性を14ポイント上回っています。

図表6 ポジティブ・アクションについての考え方



資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成24年1月）

#### 積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）

男女間の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するもの。

## 目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活・地域活動の両立をすすめるまちづくり

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、男女がともに健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域活動への参画等を通じた自己実現を可能とするとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らし責任も果たしていく上で大変重要です。しかし、「仕事と生活の調和」を「大企業の問題」、「子育て期の女性の問題」などと狭義に捉えるなど、正しい理解が必ずしも十分に進んでいない状況です。

仕事と生活の調和が、企業の生産性向上、さらには社会・経済の活性化に役立つことの理解を促し、社会的気運の醸成を図る必要があります。

雇用・就労の分野では、男女雇用機会均等法の基本理念である男女の均等な機会及び待遇の確保を実現するため、女性の能力が十分に発揮できるよう実効性のあるポジティブ・アクションを促進する必要があります。

また、女性が経済的に自立し、出産、子育て、介護などにより就業を中断することなく就業を継続できるよう、いわゆる「M字カーブ問題」の解消に取り組む必要があります。仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など、雇用の質の向上を図るための「働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）」の視点も重要です。

身近な地域社会においても、方針決定過程では、まだまだ特定の性や年齢層で担われている分野が多く存在しています。男女が仕事と地域活動等の両立を進めるためには、地域活動への男女共同参画の視点の取り入れが重要です。

### 【施策の方向】

#### ① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と生活の調和の理解と意識啓発を推進する

仕事と家庭が両立できる職場環境の整備を促進する

#### ② 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護の支援策の充実

多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援策を充実する

#### ③ 働く場における男女の均等待遇の促進

雇用・就業における男女の均等な機会と待遇の確保を促進する

雇用・就業における「同一労働同一賃金の原則」、「同一価値労働同一賃金の原則」の定着を図る

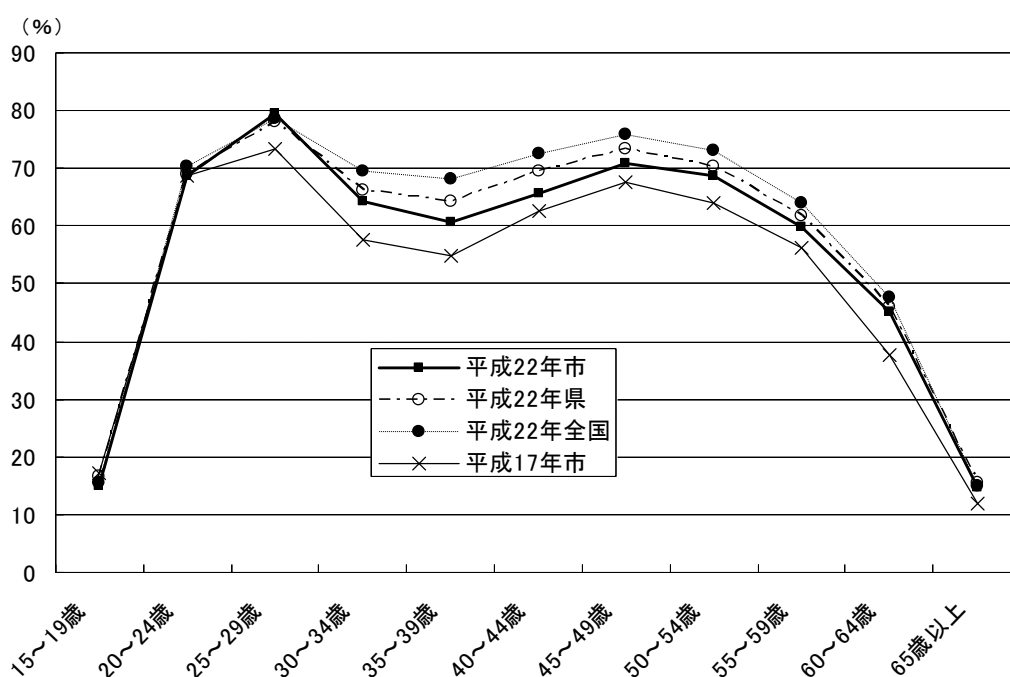
#### ④ 女性の経済的自立と「M字カーブ問題」の解消に向けた取組の推進

女性の継続就業及び再就職等のための環境整備を促進する

女性の起業等、女性の経済的自立に向けた多様な働き方へのチャレンジ支援を図る

女性の「働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）」の実現に向けて、多様な働き方を支援する

図表7 女性の年齢別労働力率の推移



資料：国勢調査

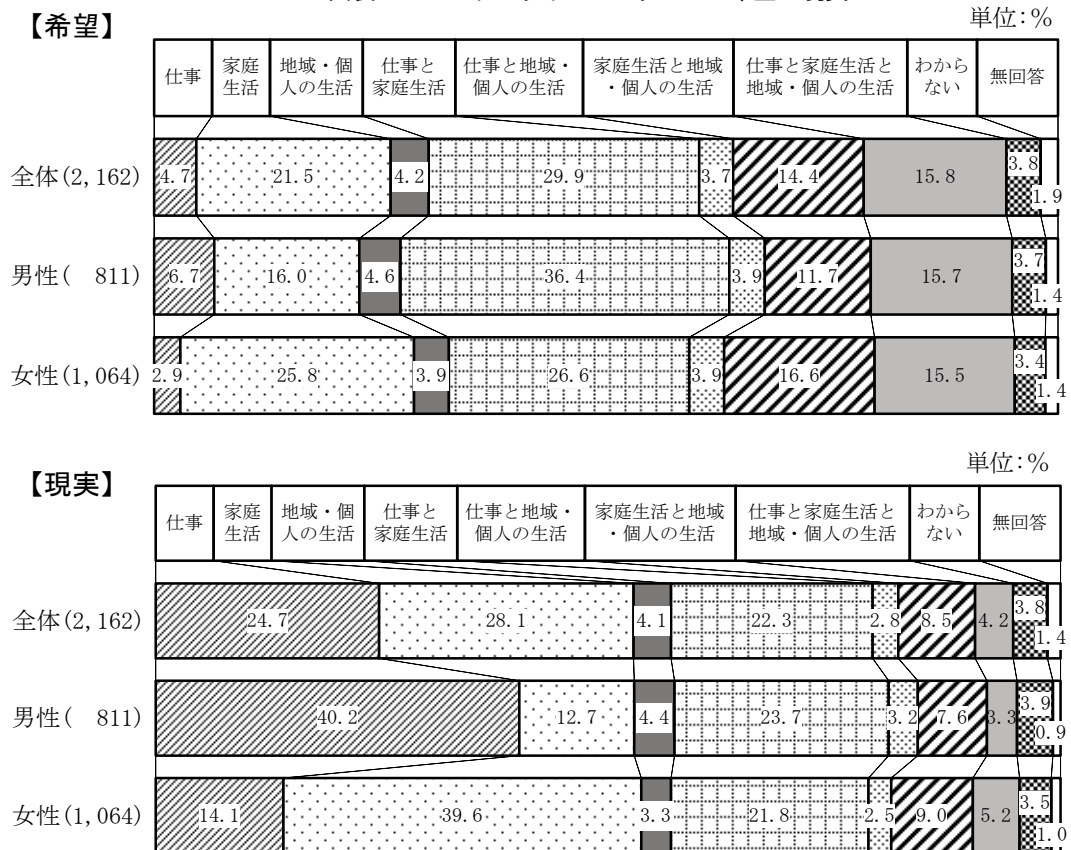


◇ワーク・ライフ・バランスの希望と現実

『希望』では、「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい（男性：36.4%、女性：26.6%）は男性が女性を10ポイント程度上回っており、「家庭生活」を優先したい（男性：16.0%、女性：25.8%）は女性が男性を10ポイント程度上回っています。

一方、『現実（現状）』では、「仕事」を優先している（男性：40.2%、女性：14.1%）、「家庭生活」を優先している（男性：12.7%、女性：39.6%）での男女の差が30ポイント弱と大きくなっています。

図表8 ワーク・ライフ・バランスの希望と現実



資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成24年1月）

## 目標Ⅴ だれもが安心して暮らせるまちづくり

家族構成やライフスタイルの変化などにより、ひとり親家庭や単身・高齢世帯が増加しており、また、経済の低迷に伴う雇用・就業環境の悪化によって貧困など生活上の困難にある家庭が増え、地域から孤立し支援を受けられずにいるなど社会問題化しています。また、若年層・高齢層単身世帯における女性は経済的困難に、男性は地域で孤立するなど生活上の困難に陥りやすい状況にあります。だれもが安心して暮らせるまちづくりには、男女共同参画の視点が重要であることから、貧困や地域生活における人間関係など生活上の困難に置かれた人々への支援の充実を図り、貧困等の次世代への連鎖を断ち切る必要があります。

また、障害があること、外国人であることに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況におかれている場合や男女を問わず性的指向を理由として困難状況に置かれている場合、性同一性障害などを有する人々に対して、人権尊重の観点から配慮が必要です。

さらに、だれもが安心して暮らせるまちづくりに向けて地域力を高め、持続可能な社会を築くためには、身近な地域で男女共同参画を推進する必要があります。特に、東日本大震災に際しては、被災者支援、避難所運営等において男女共同参画の視点の重要性をあらためて認識したところであり、災害に備えのあるまちづくりに向けて男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を整備し、災害対策を強化する必要があります。

### 【施策の方向】

#### ① 親子等が安心して暮らせる環境の整備

ひとり親家庭への支援を充実する  
若年層単身男女への支援を充実する

#### ② 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

高齢者の就業、社会参画の促進のための支援を充実する  
障害者のための自立支援策を充実する  
外国人のための生活支援策を充実する

### ③ 地域における男女共同参画の推進

地域活動における男女共同参画を推進する

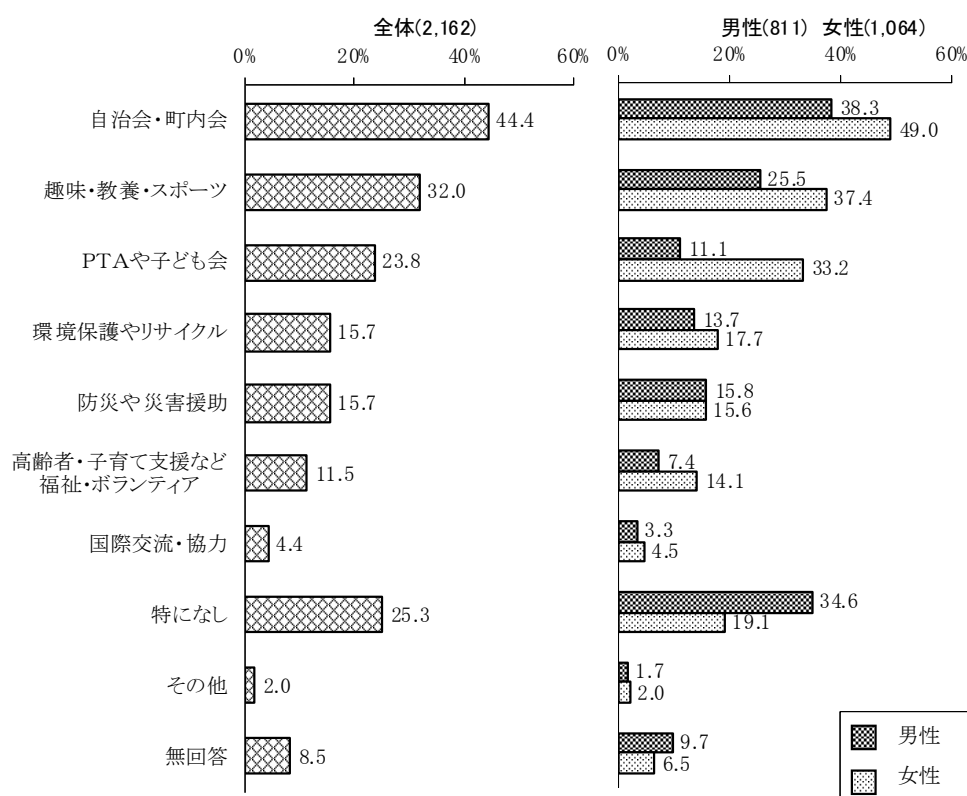
災害対策・防災活動における男女共同参画を推進する

#### ◇参加したことがある地域活動

この3年間に参加したことがある地域活動として、「自治会・町内会」(44.4%)が最も多く、「趣味・教養・スポーツ」(32.0%)、「PTAや子ども会」(23.8%)が続いています。なお、「特になし」は25.3%となっています。

男女別では、男女の割合がほぼ同じ「防災や災害援助」以外のすべての項目で、女性が男性を上回っています。特に「自治会・町内会」(男性：38.3%、女性：49.0%)、「趣味・教養・スポーツ」(男性：25.5%、女性：37.4%)、「PTAや子ども会」(男性：11.1%、女性：33.2%)は女性が男性を10ポイント以上上回っています。また、男性の34.6%が「特になし」と回答しています。

図表9 参加したことがある地域活動



資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」(平成24年1月)

## 目標Ⅵ 女性に対する暴力のないまちづくり

配偶者等からの暴力、性犯罪、セクシュアル・ハラスメントなどのあらゆる女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。また、配偶者や交際相手からの暴力は、「市民意識調査」や若年層に対して実施した調査結果から、被害者の多くは女性であるものの男性の被害者の存在も明らかになっており、性別や年代を問わず市民全体に関わる重大な問題です。

女性に対する暴力を未然に防ぐためには、暴力を容認しない社会風土を醸成するとともに、若年層を対象とする予防啓発、教育・学習の充実に取り組む必要があります。

配偶者等からの暴力は、潜在化しやすい特徴があることから、被害者の早期発見のためにも、相談しやすい体制の強化を図り、被害者に対しては、関係機関との連携を密にし、保護から自立に至る切れ目のない支援が必要です。

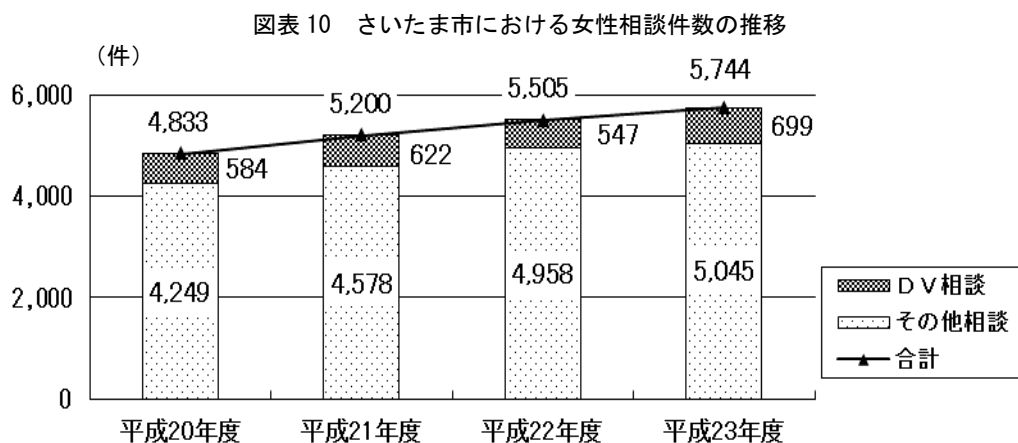
### 【施策の方向】

#### ① 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対するあらゆる暴力の予防啓発を充実する  
セクシュアル・ハラスメント防止対策を強化する

#### ② ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援 (DV防止基本計画の推進)

被害者の早期発見と相談体制を充実する  
被害者の保護と自立支援を充実する  
関係機関との連携を強化する

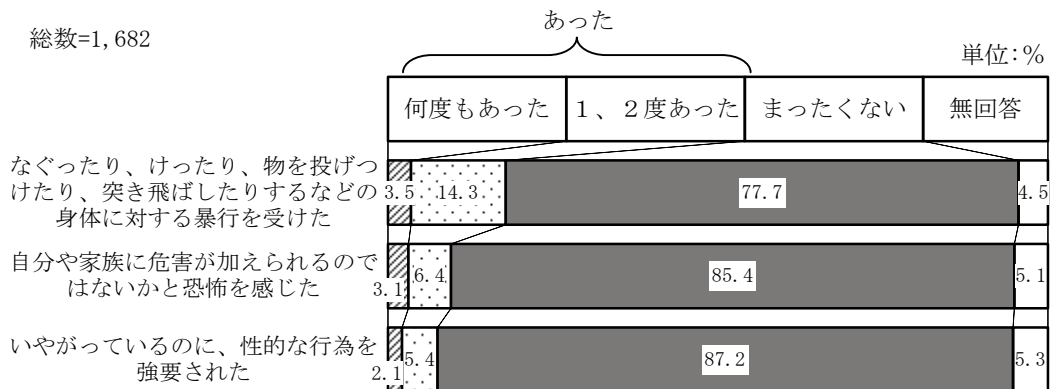


資料：さいたま市男女共同参画課

### ◇配偶者などからの被害経験

配偶者などからの暴力の被害経験について、被害経験が“あった（「何度もあった」と「1、2度あった」の合計）”という回答は、『なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力』で17.8%（約6人に1人）、『自分や家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じた』で9.5%（約10人に1人）、『いやがっているのに、性的な行為を強要された』で7.5%（約13人に1人）となっています。

図表 11 配偶者などからの被害経験

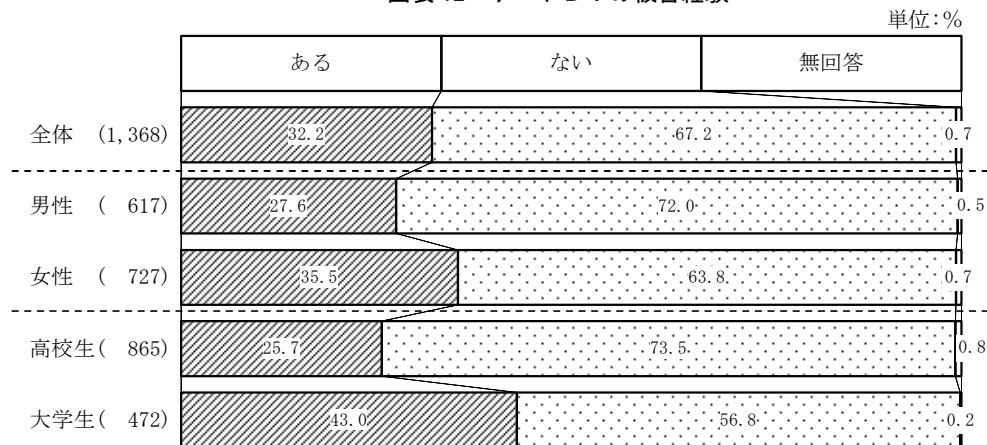


資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成 24 年 1 月）

### ◇デートDVの被害経験

なんらかのデートDVの被害経験があると回答した人は、32.2%となっています。男女別では、男性が27.6%、女性が35.5%で、女性に被害経験がより多くみられます。年代別では、大学生は43.0%と、高校生の25.7%を17.3ポイント上回っています。

図表 12 デートDVの被害経験



※身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力に関する行為のうち、ひとつでも「受けたことがある」と回答した人を「ある」、まったくない人を「ない」として表しています。

資料：さいたま市「若年層における交際相手からの暴力（デートDV）に関する意識・実態調査報告書（平成 22 年 3 月）

## 目標Ⅶ 男女が互いの性を理解・尊重し、健康な生活を営むことができるまちづくり

男女が互いの身体的性差を十分に理解しあい、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提といえます。特に女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階に応じた健康上の問題があり、また、疾患の罹患状況が男女で異なるなど、生涯を通じた健康の保持増進には、性差に応じた的確な医療を受けることが必要です。

このことから、発達段階に応じた適切な性教育をはじめ、適正な時期における健康相談の実施や健康診査・指導を行うほか、特に妊娠・出産期は、女性にとって健康上の問題に直面することから、安心して安全に子どもを産み育てることができるよう支援体制の充実を図る必要があります。

また、市民が生涯を通じて心身ともに健康であるためには、自らがいつでも、どこでも、いつまでもスポーツ活動を行うことのできる環境を整備する必要があります。

### 【施策の方向】

#### ① 男女が互いの性を理解・尊重するための啓発

性に関する正しい認識と理解を深めるための教育、学習機会を充実する  
性差を踏まえた心身の健康維持を支援する

#### ② 男女の生涯にわたる健康づくり

生涯を通じた健康づくりを支援する  
生涯にわたるスポーツ活動を支援する

#### ③ 性と健康をおびやかす問題への対策

健康をおびやかす問題についての教育と啓発を推進する

## 目標Ⅷ 国際社会の一員として国際的協調をすすめるまちづくり

男女共同参画施策については、国連をはじめとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して進められており、「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」は、「日本国憲法」、「男女共同参画社会基本法」の国内法及び「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の理念を踏まえ制定されています。条例では、「男女共同参画のまちづくりは、国際社会における取組と密接な関係があることを十分理解し、国際的協調の下に行わなければならない。」と定められています。

男女共同参画施策を進めるにあたっては、国際的な動向を注視するとともに、国際的規範・基準をはじめとする国際的情報の提供や学習機会の充実を図る必要があります。

### 【施策の方向】

#### ① 男女共同参画の視点に立った国際交流と国際理解の推進

国際理解、国際交流活動を推進し、「平等・開発・平和」への貢献を進める

#### ② 男女平等の国際的規範・基準の取り入れと周知

女子差別撤廃条約、北京行動綱領等、男女共同参画に資する関係条約、国際的情報の周知を図り、学習機会を充実する

女子差別撤廃委員会勧告等、国際的規範・基準を重視し、積極的な取り入れを図る

## 目標Ⅸ 男女共同参画推進体制の充実を図るまちづくり

男女共同参画社会の実現には、あらゆる分野において広範にわたる取組を行う必要があります。また、それらの取組は、行政機関のみならず、市民及び事業者と連携し、協働して取り組まなければなりません。

市では、男女共同参画推進本部を中心に推進体制の強化を図り、全庁を挙げて総合的かつ計画的に施策を推進するよう求めます。

また、男女共同参画推進の拠点施設である「男女共同参画推進センター」では、各種相談事業のほか、講座や講演会の開催、情報の収集・提供、各種団体の交流支援など様々な事業を展開していますが、さらなる施設利用の促進のため、市民ニーズを的確に捉え、市民・NPO・企業等の事業者や地域で活動する諸団体と連携し、機能の充実と事業の積極的な展開を図る必要があります。

### 【施策の方向】

#### ① 推進体制の充実と市民・事業者との連携の推進

男女共同参画推進本部など推進体制を強化する  
男女共同参画関連予算の透明化と充実を図る

#### ② 男女共同参画推進センター機能の充実

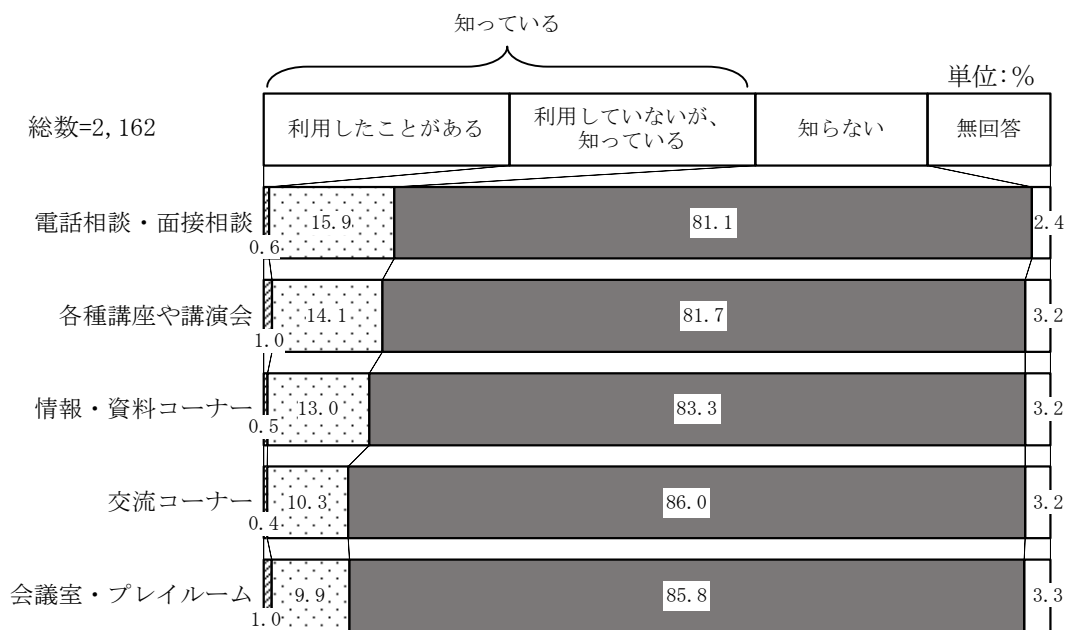
市民への認知度向上と各種事業の充実を図る  
市民・NPO・企業等の事業者や地域団体との連携・協働を促進する



### ◇男女共同参画推進センターの利用経験

男女共同参画推進センターの各種機能の認知度（「利用したことがある」と「利用していないが、知っている」の合計）は1割台となっています。いずれの機能とも、「利用したことがある」という回答は1%程度となっています。

図表 13 男女共同参画推進センターの利用経験



資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成 24 年 1 月）

## 参 考 資 料

さいたま市男女共同参画のまちづくり条例

男女共同参画社会基本法

次期さいたま市男女共同参画基本計画について（諮問書写）

さいたま市男女共同参画推進協議会の審議状況

さいたま市男女共同参画推進協議会委員名簿

## さいたま市男女共同参画のまちづくり条例

平成15年3月14日

さいたま市条例第38号

さいたま市は、「私たちがつくり、共に生きるまち」を合い言葉に、性別にかかわらず一人一人がお互いを認め合い、お互いを尊重しながら、個性と能力を十分に発揮し、共に参画できる男女共同参画社会の実現を目指している。

しかしながら、今なお、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会の制度や慣行は依然として残されており、就業の場における男女間格差、さまざまな分野における参画の不平等、さらに、出産期と子育て期における女性の労働力率の低下等、男女共同参画社会の実現のためには、解決しなければならない多くの課題がある。

このような現状を見直すとともに、日本国憲法、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約及び男女共同参画社会基本法の理念を踏まえ、豊かで安心して生活することができる社会を築くためには、男女が対等な構成員としてお互いにその人権を尊重し、責任を分かち合うことができる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、男女共同参画社会の実現に向け、市、市民及び事業者が協働して、男女共同参画のまちづくりに取り組むことを決意し、豊かで活力あるさいたま市を築くため、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画のまちづくりに関し、基本目標を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画のまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現及びだれもが自分らしく生きられるまちづくりに寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画のまちづくり 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

### (基本目標)

第3条 男女共同参画のまちづくりは、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女

が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力等が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画のまちづくりに当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行をなくすように努めるとともに、これらの制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画のまちづくりは、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画のまちづくりは、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、就業、就学その他の社会生活における活動を行うことができるように配慮されることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画のまちづくりは、男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項について自らの決定が尊重されること並びに生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画のまちづくりは、国際社会における取組と密接な関係があることを十分理解し、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本目標（以下「基本目標」という。）にのっとり、男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女共同参画のまちづくりの推進に当たり、市民及び事業者と連携し、協働して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本目標にのっとり、積極的に男女共同参画のまちづくりの推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本目標にのっとり、男女共同参画のまちづくりの推進に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハ

ラスメントを行ってはならない。

- 3 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、女性に対する暴力を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(基本的施策等)

第9条 市は、男女共同参画のまちづくりを促進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

- (1) あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置が講じられるよう努めること。
- (2) 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合は、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めること。
- (3) 男女共同参画のまちづくりに関する調査研究並びに情報の収集及び分析を行い、市民及び事業者に対する情報の提供を行うこと。
- (4) 男女共同参画のまちづくりに関する市民及び事業者の理解を深めるために、広報活動の充実を図ること。
- (5) 学校教育、家庭教育その他あらゆる分野の教育及び学習において、男女共同参画のまちづくりを推進するために必要な措置を講ずること。
- (6) 男女共同参画のまちづくりの推進に資する人材を育成し、及び積極的な活用を図ること。
- (7) 民間の団体が行う男女共同参画のまちづくりの推進に関する活動に役立つよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画のまちづくりに関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定し、又は変更するときは、さいたま市男女共同参画推進協議会に諮問するものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(施策の推進体制の整備)

第11条 市は、男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(苦情の申出及び処理)

第12条 市長は、市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策又は男女共同参画のまちづくりの推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（以下「市民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するための

委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

2 市民等は、市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策又は男女共同参画のまちづくりの推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情がある場合は、苦情処理委員に申し出ることができる。

3 苦情処理委員は、前項の規定により苦情がある旨の申出があった場合においては、必要に応じて、前項の施策を実施する機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。

（年次報告）

第13条 市長は、毎年、男女共同参画のまちづくりの推進状況及び男女共同参画のまちづくりの推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

（男女共同参画推進協議会）

第14条 市長の諮問に応じ、男女共同参画のまちづくりの推進に関する事項を調査審議するため、さいたま市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、委員23人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）関係団体の代表者
- （3）市民代表者
- （4）関係行政機関の職員
- （5）市職員

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第12条の規定は、平成15年10月1日から施行する。

（さいたま市男女共同参画推進協議会条例の廃止）

2 さいたま市男女共同参画推進協議会条例（平成13年さいたま市条例第290号）は、廃止する。  
（経過措置）

3 この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前のさいたま市男女共同参画推進協議会条例第2条第2項の規定により委嘱し、又は任命されている委員は、第14条第3項の規定により委嘱し、又は任命された委員とみなす。

## 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日 法律第78号

改正 平成11年7月16日 法律第102号

同 平成11年12月22日 法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### 一 男女共同参画社会の形成

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

#### 二 積極的改善措置

前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)



第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を

策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日か

ら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(施行の日  
＝平成13年1月6日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の  
規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、  
委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の  
職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措  
置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、  
次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

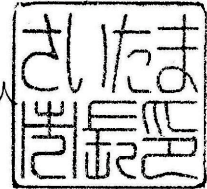
(以下略)

(写)

市市男女第135号  
平成24年6月5日

さいたま市男女共同参画推進協議会  
会長 矢澤 澄子 様

さいたま市長 清水 勇人



**次期さいたま市男女共同参画基本計画について（諮問）**

平成21年3月に策定した「第2次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」が平成25年度末で計画期間が満了することに伴い、新たな基本計画を策定します。

つきましては、次期基本計画はいかにあるべきか、さいたま市男女共同参画のまちづくり条例第10条第2項（平成15年3月14日条例第38号）の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

## さいたま市男女共同参画推進協議会の審議状況

- 平成24年 6月 5日 平成24年度第1回（第40回協議会）
- ・次期男女共同参画基本計画について市長からの諮問  
「次期さいたま市男女共同参画基本計画について  
(諮問)」
  - ・次期基本計画策定スケジュールの検討
- 平成24年6月～8月 次期基本計画策定のための委員アンケートの実施
- 平成24年10月12日 平成24年度第3回（第42回協議会）
- ・提言書素案の検討
- 平成24年12月25日 平成24年度第4回（第43回協議会）
- ・提言書案の検討
- 平成25年 3月 5日 平成24年度第5回（第44回協議会）
- ・諮問事項に対する市長への答申  
「提言書（次期さいたま市男女共同参画基本計画は  
いかにあるべきか）」の提出

注) 平成24年7月11日に開催された平成24年度第2回（第41回）では、「外部評価」などについて、審議しました。

さいたま市男女共同参画推進協議会委員名簿

平成24年4月1日現在（敬称略、五十音順）

	氏 名	備 考
学識経験者	飯島 絵理	客員研究員
	○伊藤 博明	大学教授
	中邨 登美枝	会社社長
	本田 弘	大学名誉教授
	◎矢澤 澄子	元大学教授
関係団体代表者	芦矢 由美子	医師会
	海老原 夕美	弁護士会
	金子 孝行	P T A
	木村 通恵	男女共同参画推進団体
	浜田 浩	労働団体
	茂木 泰和	経済団体
	森田 勝利	福祉団体
市民代表者	青木 節子	市民公募
	卜部 喜子	市民公募
	小方 美紀子	市民公募
	片上 政明	市民公募
	鎌田 伊佐雄	市民公募
	廣瀬 浩子	市民公募
	宮原 朗子	市民公募
	渡邊 保子	市民公募
関係行政機関職員	渡辺 桂子	埼玉労働局
市職員	和田 浩二	市民・スポーツ文化局長
	稲葉 康久	副教育長

◎会長 ○会長職務代理者







この提言書は200部作成し、1部当たりの印刷経費は、181円（概算）です。